

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ 大阪事務所	65,450,000	令和6年4月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	八尾工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株) 関西支店	279,950,000	令和6年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	227,150,000	令和6年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	舞洲工場No.5低速回転式せん断破砕物搬送コンベア緊急修繕	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船株式会社	1,699,500	令和6年4月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	舞洲工場NO. 1ごみクレーン巻上用ブレーキ修繕	機械器具設置工事	舞洲工場	富士ホイス工業(株)	693,000	令和6年4月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場集じん設備ほか更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	177,100,000	令和6年5月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	454,300,000	令和6年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	東淀工場排ガス分析計修繕	電気工事	東淀工場	富士電機(株) 関西支社	1,511,400	令和6年5月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	平野工場クレーンバケット修繕	機械器具設置工事	平野工場	(株) 福島製作所 大阪営業所	1,999,800	令和6年5月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	東淀工場	株式会社天満電機産業	4,532,000	令和6年5月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	北港処分地 廃水処理施設整備工事	機械器具設置工事	施設管理課	(株) タクマ 大阪事務所	3,300,000	令和6年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
12	舞洲工場低速回転式せん断破碎機 緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船（株）	3,564,000	令和6年5月31日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
13	舞洲工場破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船（株）	96,118,000	令和6年6月14日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	西淀工場	（株）福島製作所 大阪営業所	10,230,000	令和6年6月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
15	北港処分地 仮波除堤安全対策緊 急工事	土木一式工事	施設管理課	ヤマト工業（株）	65,076,000	令和6年6月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第5号	K8
16	西淀工場計装設備整備工事	電気工事	西淀工場	富士電機（株） 関 西支社	22,462,000	令和6年6月27日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
17	舞洲工場電動門扉修繕	建具工事	舞洲工場	（株）イシフィールド サービス	1,546,600	令和6年6月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、24 時間連続で稼働しているごみの焼却処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場No.5 低速回転式せん断破砕物搬送コンベヤ緊急修繕

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場破砕設備の搬送装置は、可燃性及び不燃性粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）を受入、処理、排出するにあたり、各所に粗大ごみを搬送するコンベヤ等の装置である。

今回、本設備の運転中に、No.5低速回転式せん断破砕物搬送コンベヤの駆動側軸受の不良に伴い、設備を緊急停止したことにより、運転が不可能な状況となったため、速やかな機能回復を行う必要がある。

故障により、粗大ごみ処理が長期間不可能になると、粗大ごみピットの貯留容量及び粗大ごみを集積するヤードが限界に達し、ごみの受け入れが不可能となる。

以上のことから、ごみ処理事業の円滑な運営や、構成市のごみの収集業務にまで支障を及ぼす恐れがあることから、緊急に修繕を行うものである。

本設備は、日立造船株式会社における独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では対応が不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場No.1ごみクレーン巻上用ブレーキ修繕

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う No.1 ごみクレーン巻上用ブレーキは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行うクレーン設備の部品であり、焼却設備の中で重要な役割を果たしている設備である。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場集じん設備ほか更新工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回更新工事を行う舞洲工場集じん設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備の一つであり、ごみを焼却した際に発生するばいじんを除去する設備である。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・設置されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・設置した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・設置した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う平野工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設において、焼却炉へのごみの供給やごみの攪拌に使用している設備である。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場における浸出水を公共用水域へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に変換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場低速回転式せん断破碎機緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回復旧工事を行う低速回転式せん断破碎機は、一般廃棄物を処理する施設のうち可燃性粗大ごみを破碎する設備である。今回、当該破碎機の運転中にピースカッター及びフラットカッター並びに台刃が破損したことに伴い、運転が不可能な状況となったため、速やかな機能の復旧が必要である。

当工場の破碎設備については定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し破碎設備の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、運転を再開しなければ、粗大ごみピットの貯留容量及び粗大ごみを集積するヤード容量が限界を超え、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要となる。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6453-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場のクレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のクレーン設備の一部であり、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持しクレーン設備の適正な維持管理を図るものである。当工場のクレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した株式会社福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 仮波除堤安全対策緊急工事

2 契約の相手方

ヤマト工業株式会社

3 随意契約理由

今回工事を行う北港処分地仮波除堤は令和6年3月21日に一部が脱落し、速やかに何らかの処置が必要な状況であるが、撤去には多額の費用を要するほか、同波除堤内の水域は静穏度を期待して、2025年日本国際博覧会における関連事業で使用するため、現時点では撤去が極めて困難であることから、海上保安庁を始めとした関連機関と安全対策内容などの協議調整を重ねてきた。

今般、その措置内容が決定し工事発注を行うものであるが、本工事は航行する船舶に対して航行禁止を明示するためのものであり、現在も簡易的な措置は行っているものの同仮波除堤の倒壊の恐れがある範囲を明示できておらず、本工事が遅れると付近を航行する船舶との接触など、市民の生命、身体、財産等に大きな影響を及ぼすおそれがある。

そのため、施設管理者として一刻も早く安全確保等の措置が必要であり、阪神港長である海上保安庁（大阪海上保安監部）及び港湾管理者（大阪港湾局）からも速やかに措置を講じるよう求められている。

以上のことから、付近を航行する市民等関係者の安全確保のために直ちに安全対策措置を講じる必要があるが、競争入札に付した場合には契約までの期間を数カ月要し、その間対策等が講じられないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随意契約を締結するものである。

なお、受注者は海上工事において確実な施工が期待できる者として、当組合の入札参加資格を有するものでかつ、国土交通省近畿地方整備局発注工事の「港湾土木」における登録している者を9者選定し、比較見積の結果決定したものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3353）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の計装設備は、富士電機株式会社において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場電動門扉修繕

2 契約の相手方

株式会社イシイフィールドサービス

3 随意契約理由

本件は、搬入路出入口に設置している電動門扉が、駆動制御装置の故障により開閉できない状態であるため、修繕を行うものである。

本電動門扉は、株式会社イシイフィールドサービスにおける独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、駆動装置の部品を交換する必要がある、電動門扉の構造、安全装置等を理論的・経験的に十分把握していることが必要である。

また、修繕後の電動門扉に対して一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある、この条件を満たすのは電動門扉を設計・施工した株式会社イシイフィールドサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)